

朝霞市行政情報デジタル化推進方針（素案）に係るパブリック・コメント（意見募集）結果

1 結果概要

<p>(1) 内容</p>	<p>国は地方自治体における行政情報のデジタル化を推進することを目的に、令和2年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。本市においても、多様化・複雑化する市民ニーズに対応しつつ、将来にわたって継続して行政サービスを提供することが求められており、行政情報のデジタル化による業務の効率化や自動化、省力化は喫緊の課題です。</p> <p>このような背景から、本市は、オンライン化やAI・RPA等のデジタル技術を活用することにより、市民の利便性の向上を目指すとともに、市職員が行政情報のデジタル化の必要性を認識し、限られた予算や人的資源を効果的に活用して効率的な行政運営をすることで、第5次朝霞市総合計画に掲げる将来像「私が暮らしたくたいまち 朝霞」の実現に向けた施策を推進するため、行政情報のデジタル化に係る推進方針を策定することといたしました。</p> <p>このたび、朝霞市行政情報デジタル化推進方針（素案）がまとまり、パブリック・コメントを実施したところご意見が提出されましたので、その内容を公表します。</p>
<p>(2) 募集期間</p>	<p>令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで（30日間）</p>
<p>(3) 意見提出の対象者</p>	<p>(1) 市内に住所を有する方 (2) 市内に事務所又は事業所を有する方 (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方 (4) 市内に存する学校に在学する方 (5) この案件に利害関係を有する方</p>
<p>(4) 公表した資料</p>	<p>朝霞市行政情報デジタル化推進方針（素案）</p>
<p>(5) 意見提出者数及び意見数</p>	<p>1団体、13件</p>

2 提出された意見等

提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

番号	頁	項目	意見	市の考え・対応	修正の有・無
1	—	全般	市民参画を必ず明記してほしい。	<p>本方針の策定に当たっては、公募市民を含む外部評価委員会での審議をはじめ、本パブリック・コメント等の市民参画の機会を設けてまいりました。</p> <p>現在、本市における市民参画の機会としては、審議会の公募市民枠等がございますので、引き続き個別の施策における取組とともに市民参画の機会の充実に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、デジタル化の取組の推進に当たっては、市民をはじめとする利用者の視点で検討する内容を追記します。</p>	有
2	—	全般	生活困窮者、障害者など、教育や機器の保有なども支援してほしい。	<p>本方針は、本市として取り組むデジタル化の方向性を示しており、個別の施策の具体的な内容は記載しておりませんが、対象者により必要な支援の内容が異なると考えられることから、対象者のニーズに対応するため、個別の施策において保有を含めた支援の内容や必要性等を検討してまいります。</p>	無
3	—	全般	子供だけでなく、デジタル化教育、学習の推進をしてほしい。	<p>本方針は、本市として取り組むデジタル化の方向性を示しており、個別の施策の具体的な内容は記載しておりませんが、小・中学校における GIGA スクール構想のほか、市民活動における学習等、様々な機会を捉え、デジタル化の推進に努めてまいります。</p>	無

4	—	全般	データ活用のための環境整備という視点が必要ではないでしょうか	いただいたご意見は、今後、データ活用を検討していく上で、参考とさせていただきます。	無
5	1	1 策定の趣旨	行政手続きのオンライン化、市役所業務の効率化が喫緊の課題であることは納得しましたが、「私が暮らし続けたい街あさか」を目指すには、市役所業務のデジタル化のみでは不十分と考えます。(理由：市民は年中、市役所で手続きを行うわけではなく、あっても数回)	<p>現段階においては、業務の効率化を中心に行政情報のデジタル化に取り組むとともに、本方針による取組も含め、第5次朝霞市総合計画に基づき様々な施策を展開して「私が暮らし続けたいまち 朝霞」の実現を目指してまいります。</p> <p>なお、1ページの「2 位置付け」に記載のとおり、社会情勢や個別の施策の取組状況等を踏まえ、適宜、方針の改訂等を検討してまいります。</p>	無
6	2	3 行政情報デジタル化推進方針	デジタルが苦手な人は必ずいるが、デジタル化を遅くするのではなく苦手な人をサポートしてほしい。	<p>2ページの「3 行政情報デジタル化推進方針」において、各取組の推進に当たり、デジタルデバイドを考慮することを記載しています。</p> <p>デジタル化を推進するに当たっては、誰にでも使いやすいシステムの選定や、窓口等における利用者に寄り添った対応に、引き続き努めます。</p>	無
7	2	3 行政情報デジタル化推進方針	誰一人取り残さないために職員でも住民でも、事業者でも市が必要な支援をすることを入れてほしい。	<p>2ページの「3 行政情報デジタル化推進方針」において、各取組の推進に当たり、デジタルデバイドを考慮することを記載しています。</p> <p>個別の施策におけるニーズに対応するため、必要な支援の内容等を検討し、誰一人取り残されないデジタル化の推進に努めてまいります。</p>	無

8	2	3 行政情報デジタル化推進方針	FAX の廃止や不要な押印の廃止、決済のデジタル化などをペーパーレス化の具体的目標として掲げてほしい。	<p>本方針は、本市として取り組むデジタル化の方向性を示しているものです。</p> <p>具体的な施策等については、1 ページの「2 位置付け」における本方針の関係性を踏まえ、朝霞市行政改革推進実施計画や各所管課における総合計画の実施計画でお示しする予定です。</p>	無
9	2	3 行政情報デジタル化推進方針	個人情報の保護とリスク管理について明記してほしい。	<p>行政情報のデジタル化において個人情報の保護は重要なことであると考えています。</p> <p>ご意見を踏まえ、施策の推進に当たっては、個人情報の保護に関する法律や朝霞市個人情報保護条例をはじめ、関係法令を遵守する内容を追記します。</p>	有
10	3	3 行政情報デジタル化推進方針 (1) 行政手続のオンライン化	マイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にする業務に対して、保健所の業務も範囲に含めてほしい。(例:母子手帳のアプリ化によるマイナ連携、業務効率化)	<p>朝霞保健所は県の機関であるため、本方針における範囲に保健所の業務を含めることは難しいと考えますが、県の施策や取組等を踏まえ、市民の利便性向上や業務効率化につながる取組ができるよう努めてまいります。</p> <p>また、本市の保健センターにおける手続きについては、今後、検討してまいります。</p>	無
11	5	3 行政情報デジタル化推進方針 (2) 自治体情報システムの標準化・共通化	ガバメントクラウドへの移行検討の際に、データ利活用の観点も入れていただきたい。	<p>ガバメントクラウドは、国が環境整備を行い、地方公共団体が利用するクラウドシステムであり、現在のところ、ガバメントクラウドに移行できる具体的なシステム等の仕様が開示されていない状況です。</p> <p>本市におけるデータ利活用については、国が示す仕様や、他市の状況等を踏まえ、調査・研究してまいります。</p>	無

12	7	4 推進体制	<p>計画策定、検証には市民が参加する協議体を設けてほしい。</p>	<p>本市のデジタル化は、7ページの「4 推進体制」に記載のとおり、推進体制として行政改革の仕組みを適用することとしております。その中で、計画策定に当たっては、関係団体代表者や公募市民等が参加する外部評価委員会においてご意見をいただいた上で、本パブリック・コメントを実施しております。</p> <p>今後についても、引き続き行政改革の仕組みを中心に、市民をはじめとする利用者の意見の反映に努めてまいります。</p>	無
13	7	4 推進体制	<p>住民福祉へのデジタル活用を行政と市民で意見交換を行いながら実現したい。(例：防災情報の周知に ICT を活用するなど)</p>	<p>多様化するニーズに対応するため、市民の皆様との協働によるまちづくりが重要であると認識しております。</p> <p>住民福祉へのデジタル活用等についても、個別の施策の取組内容等に応じ、機会を捉え、多様な意見を反映できるよう努めてまいります。</p>	無